

○山形県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（例規通達）

平成29年1月19日

例規（少）第2号

改正 令和2年4月1日例規（警）第21号

令和2年4月10日例規（人少）第25号

この度、山形県警察スクールサポーター運用要綱（以下「要綱」という。）を別添のとおり定め、平成29年4月1日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、適切な運用に努められたい。

なお、山形県警察子ども防犯支援員運用要綱（平成20年3月27日付け例規（少）第18号）は、平成29年3月31日限り、無効とする。

記

1 趣旨

これまで、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）において、非行を繰り返す児童生徒の立ち直りを支援するとともに、登下校時の犯罪被害から児童生徒を守る活動等を支援するため、「山形県警察子ども防犯支援員」を運用してきたところであるが、同支援員の任務の多くが学校への支援であることから、同支援員の名称を学校と警察との連携役となる「山形県警察スクールサポーター」（以下「スクールサポーター」という。）に変更することとし、運用に際しての必要な事項を定めるものである。

2 主な内容

(1) 配置及び運用（要綱第5関係）

ア スクールサポーターは、生活安全部少年課及び警察署に配置することとし、配置する警察署は、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の上申に基づき、警察本部長が決定することとした。

イ スクールサポーターの運用は、少年課長が、スクールサポーターの活動場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）と協議の上、行うこととした。

(2) 職務（要綱第6関係）

スクールサポーターの職務は、児童生徒の非行防止及び立ち直り支援、校内外の安全確保対策、非行・犯罪被害防止教育の支援、非行の実態、地域安全情報等の把握及び提供その他少年課長が命じた事項とし、それぞれの具体的な任務を規定した。

(3) 派遣（要綱第7関係）

ア 少年課長は、非行、いじめ、校内暴力等が深刻化した学校の校長からの要請に基づき、一定期間にわたり、当該学校に対して、スクールサポーターを派遣できるものとした。

イ スクールサポーターは、少年課長の指示を受け、学校関係者と十分協議し、理解と協力を得た上、その意向を尊重して非行防止対策等を進めなければならないものとした。

ウ 所轄警察署長は、学校に対するスクールサポーターの支援の必要性を認知し、又は学校からスクールサポーターの派遣要請に関する相談を受けたときは、少年課長にスクールサポーターの派遣を要請するものとした。

エ 少年課長は、ウの規定による要請を受けたときは、学校の意向を確認した上で所轄警察署長と協議してスクールサポーターの派遣を決定するものとした。

### 3 運用上の配慮事項

少年課長及び管轄警察署長は、スクールサポーターの運用に当たり、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 教育委員会、学校警察連絡協議会、学校及び同教職員、青少年指導専門員、教育相談員、地域学校安全指導員、少年警察ボランティア等と連携した効果的な運用を図ること。
- (2) 通学路における非行・犯罪被害等の情報を的確に把握し、学校、保護者等の要望を踏まえた運用を図ること。
- (3) 学校警察連絡協議会、保護者、地域等を巻き込んだ非行・犯罪被害防止教育の機会等を活用し、積極的な情報発信活動をさせること。
- (4) スクールサポーターには、特別の権限が付与されているものでないことから、職務の範囲を逸脱しないよう指導教養を徹底すること。
- (5) スクールサポーターが危害を受けるおそれがあるときは、複数のスクールサポーターによる対応や少年担当職員の同伴など、受傷事故を防止するために必要な措置を講じること。
- (6) スクールサポーターに対し、非行及び犯罪被害に関する職務上必要な知識及び技術を向上させるための教養等を行うこと。

別添

山形県警察スクールサポーター運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、山形県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 身分等

- 1 スクールサポーターの身分は、会計年度任用職員取扱要綱（令和2年4月1日付け例規（警）第19号。以下「取扱要綱」という。）第1に規定する会計年度任用職員とし、任免、解任及び勤務条件に関する事項は、この要綱に定めるもののほか、取扱要綱に定めるところによる。
- 2 スクールサポーターの任期は一会計年度内とし、更新を妨げないものとする。

## 第3 服務等

- 1 スクールサポーターの服務については、一般職の常勤職員の例による。
- 2 スクールサポーターの1日の勤務時間は、別表第1に掲げる時間の中から、業務に応じて生活安全部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）が指定するものとする。

## 第4 服装等

- 1 スクールサポーターの服装は、背広上下を原則とし、盛夏にあつては、活動に適した端正清潔なものとし、常に品位の保持に努めなければならない。
- 2 スクールサポーターは、その職務を行うに当たり、山形県警察スクールサポーター証（別記様式第1号）を常に携帯し、必要がある場合はこれを提示するものとする。
- 3 スクールサポーターは、その職務を行うに当たり、活動に支障がある場合を除き、スクールサポーター腕章（別記様式第2号）を着用するものとする。

## 第5 配置及び運用

- 1 スクールサポーターは、生活安全部人身安全少年課（以下「人身安全少年課」という。）及び警察署に配置する。
- 2 スクールサポーターを配置する警察署（以下「配置警察署」という。）は、人身安全少年課長の上申に基づき、警察本部長が決定する。
- 3 スクールサポーターの運用は、人身安全少年課長が、スクールサポーターを配置する警察署長（以下「配置警察署長」という。）及び活動場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）と協議して行う。

## 第6 職務

スクールサポーターは、人身安全少年課長の指示を受け、次に掲げる職務を行うものとし、その詳細は、別表第2のとおりとする。

- (1) 児童生徒の非行防止及び立ち直り支援
- (2) 校内外の安全確保対策
- (3) 非行・犯罪被害防止教育の支援
- (4) 非行の実態、地域安全情報等の把握及び提供
- (5) その他人身安全少年課長が命じた事項

#### 第7 スクールサポーターの派遣

- 1 人身安全少年課長は、非行、いじめ、校内暴力等が深刻化した小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の校長からの要請に基づき、原則として1か月から2か月の間、当該学校に対して、スクールサポーターを派遣できるものとする。
- 2 人身安全少年課長は、学校の校内暴力等の状況により、前項の規定によるスクールサポーターの派遣期間を延長することができるものとする。
- 3 スクールサポーターは、人身安全少年課長の指示を受け、学校の関係者と十分協議し、理解と協力を得た上、その意向を尊重して非行防止対策等を進めなければならない。
- 4 所轄警察署長は、学校に対するスクールサポーターの支援の必要性を認知し、又は学校からスクールサポーターの派遣要請に関する相談を受けたときは、スクールサポーター応援派遣要請書（別記様式第3号）により人身安全少年課長にスクールサポーターの派遣を要請するものとする。
- 5 人身安全少年課長は、前項の規定による要請を受けたときは、当該学校の意向を確認の上、所轄警察署長と協議し、スクールサポーターの派遣を決定するものとする。
- 6 人身安全少年課長は、派遣するスクールサポーターを指定し、その氏名を所轄警察署長を経由して当該学校に通知するものとする。

#### 第8 危害防止のための措置

人身安全少年課長は、スクールサポーターが危害を受けるおそれがあると認めるきは、複数のスクールサポーターによる対応、少年担当職員の同伴その他受傷事故を防止するための必要な措置を講じるものとする。

#### 第9 所轄警察署長の措置

所轄警察署長は、スクールサポーターに対し、管内における少年非行及び犯罪被害に関する情報を提供するとともに、第8に規定する危害防止のための措置、教育委員会等関係機関・団体への協力要請その他スクールサポーターの活動が円滑に行われるための必要な措置を講じるものとする。

## 第10 研修

人身安全少年課長は、スクールサポーターに対し、任命後速やかに、その職務に関し必要な知識及び技術について研修、教養等を行わなければならない。

## 第11 遵守事項

スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為はしないこと。
- (2) その職務に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 勤務時間及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために用いること。
- (4) 特別な権限が付与されているものではないことを十分認識し、職務の範囲を逸脱しないよう慎重かつ適切に行うこと。
- (5) その地位を政党又は政治目的のために利用しないこと。
- (6) 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第3条各号に掲げる事項を遵守すること。
- (7) 言語、態度を厳正にして、関係者の信頼を得られるよう努めること。

## 第12 活動上の留意事項

- 1 スクールサポーターは、その職務を行うに当たっては、人身安全少年課長及び所轄警察署長の指揮監督を受けるものとする。
- 2 スクールサポーターは、その職務を行うに当たっては、活動場所を管轄する警察署の生活安全課員等と合同で街頭補導や学校訪問等を行うなど、緊密な連携を保つものとする。
- 3 スクールサポーターは、前項の活動を含め、積極的に警察署を訪問して情報交換を行い、いじめ等の情報を収集するなどして助言・指導を行い、学校関係者と連携を密にし、常に相互の信頼確保に努めるものとする。この場合において、学校の運営に支障を及ぼすことのないように配慮するものとする。
- 4 スクールサポーターは、警察署を通じて地域住民、防犯ボランティア等と連携を図るとともに、児童・生徒の安全確保に必要な情報の交換を行うなど、地域と一体となった活動を推進するものとする。
- 5 スクールサポーターは、少年サポートセンターと常に情報交換をするなど連携を密にするとともに、同センターの活動を支援するものとする。

### 第13 報告等

- 1 スクールサポーターは、毎月25日までに、スクールサポーター勤務計画（別記様式第4号）により翌月の勤務計画を策定して人身安全少年課長に提出し、勤務日、勤務時間及び勤務内容の計画を報告するものとする。
- 2 人身安全少年課長は、前項の勤務計画の写しを配置警察署長に送付するものとする。
- 3 人身安全少年課長は、特に必要があると認めるときは、配置警察署長と協議の上、スクールサポーターの勤務計画を変更して勤務させることができるものとする。
- 4 スクールサポーターは、勤務終了後、当日の活動内容をスクールサポーター勤務日誌（別記様式第5号）に記載し、人身安全少年課長に対して速やかに報告するものとする。
- 5 人身安全少年課長は、前項の勤務日誌の写しを配置警察署長に送付するものとする。
- 6 スクールサポーターは、各月の活動結果をスクールサポーター活動月報（別記様式第6号）に記載し、翌月5日まで人身安全少年課長に報告するものとする。
- 7 人身安全少年課長は、前項の活動月報の写しを配置警察署長に送付するものとする。
- 8 スクールサポーターは、特命事項及び特異な事項については、その都度、スクールサポーター報告書（別記様式第7号）により、人身安全少年課長に報告するものとする。
- 9 人身安全少年課長は、前項の報告書の写しを所轄警察署長及び配置警察署長に送付するものとする。
- 10 第1項、第4項、第6項及び第8項の規定による報告は、スクールサポーターが人身安全少年課以外で勤務する場合は、配置警察署からFAXを利用して行うものとする。

#### 別表第1（第3関係）

##### スクールサポーターの勤務時間

勤務区分	勤務時間	稼働時間（除く休憩）	勤務区分	勤務時間	稼働時間（除く休憩）
A	7：00～14：15	6時間15分	(A)	7：00～14：45	6時間45分
B	7：30～14：45	〃	(B)	7：30～15：15	〃
C	8：00～15：15	〃	(C)	8：00～15：45	〃
D	8：30～15：45	〃	(D)	8：30～16：15	〃
E	9：00～16：15	〃	(E)	9：00～16：45	〃
F	9：30～16：45	〃	(F)	9：30～17：15	〃
G	10：00～17：15	〃	(G)	10：00～17：45	〃
H	10：30～17：45	〃	(H)	10：30～18：15	〃

I	11:00~18:15	//	(I)	11:00~18:45	//
J	11:30~18:45	//	(J)	11:30~19:15	//
K	12:00~19:15	//	(K)	12:00~19:45	//
L	12:30~19:45	//	(L)	12:30~20:15	//

別表第2（第6関係）

（一部改正〔令和2年例規（警）21号〕）

スクールサポーターの職務の詳細

児童生徒の非行防止及び立ち直り支援	<p>ア 学校等への訪問活動による児童生徒の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に対する情報収集と指導・助言による事案対応</p> <p>イ 教職員、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動</p> <p>ウ 学校周辺における少年のたまり場対策、有害図書・広告物の撤去等の有害環境浄化活動</p> <p>エ 青少年指導専門員及び教育相談員等との連携活動</p>
校内外の安全確保対策	<p>ア 不審者の侵入防止に配慮した学校設備及び対応要領等の点検・助言</p> <p>イ 教職員、地域学校安全指導員、学校安全ボランティア等と連携した学校内及び通学路等における合同パトロール</p> <p>ウ 学校又は地域が行う通学路等の地域安全マップの作成支援</p>
非行・犯罪被害防止教育の支援	<p>ア 学校において行う非行・犯罪被害防止教室及び薬物乱用防止教室の指導・支援</p> <p>イ 学校への不審者侵入時における対応訓練の指導・助言</p>
非行の実態、地域安全情報等の把握及び提供	<p>ア 警察が行う学校、PTA、ボランティア、地域住民等との少年非行防止及び地域安全情報の共有化のためのネットワーク構築支援</p> <p>イ 学校周辺における不審者情報等の把握と提供</p> <p>ウ 非行等問題行動に関する情報の把握と学校警察連絡協議会等への提供</p>
その他人身安全少年課長が命じた事項	<p>上記の活動に関連した少年相談、被害少年等の支援、関係機関・団体との連携等に関する活動等</p>

別記様式第1号(第4関係)

(表)

55mm	第〇〇号
	山形県警察スクールサポーター証
写真	氏名
	年 月 日
	山形県警察本部長 印

写真規格 縦 30mm×横 25mm

85mm

(裏)

任 命 期 間			人身安全 少年課長印
期	間		
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			



別記様式第2号(第4関係)

スクールサポーター腕章



※ 備考

表面の色は黄緑色とし、中央に山形県警察のシンボルマークを配置し、黒色で「山形県警察スクールサポーター」の文字を記す。

別記様式第3号(第7関係)

○第○○号  
○年○月○日

生活安全部人身安全少年課長 殿

○○警察署長

スクールサポーター応援派遣要請書

要請日時	○○年○月○日 午前・後 ○時○分から ○○年○月○日 午前・後 ○時○分まで		
派遣先			
要請人員			
要請理由			
薬物乱用 防止車 広報要 請	有 ・ 無		
	使用者 (責任者)	署(課) 階級 氏名	係 警電
人身安全少年課処理欄			

別記様式第4号(第13関係)

課長	次長	調査官	補佐	係員

スクールサポーター勤務計画(○月分)

氏名 ○○ ○○

日	曜日	勤務時間の区分	勤務内容	日	曜日	勤務時間の区分	勤務内容
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

※ 勤務時間の区分欄には、別表第1の区分記号を記入すること。



別記様式第6号(第13関係)

課長	次長	調査官	補佐	係員

スクールサポーター活動月報(○月分)

氏名 ○○ ○○

区分	活動項目		件数	累計
活動内容	1	児童生徒の非行防止及び立ち直り支援		
	2	校内外の安全確保対策		
	3	非行・犯罪被害防止教育の支援		
	4	非行の実態及び地域安全情報等の把握と提供		
	5	その他特命事項等		
月日	曜	具体的な活動内容	活動項目番号	

※ 具体的な活動内容の欄は、適宜行を増やして記載すること。

別記様式第7号(第13関係)

課長	次長	調査官	補佐	係員	
スクールサポーター報告書				報告者	
処理欄					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					